三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
小畑六五字高谷高山三三（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福井県越前市領家町三一字上定ノ谷三九、四四から四六まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福井県今立郡池田町清水谷八六字小山平谷二七、二八の一、二八の二、二九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福井県今立郡池田町山田八二字北谷一九の一、一九の二、二一の一、二二の一、二三の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　北海道勇払郡占冠村字シムカプ三六の四
(一)　指定の目的　土砂の流出の防備
(二)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字シムカプ三六の四（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
保安林の所在場所　北海道沙流郡平取町字岩知志二四の一一地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、二四の一一、二四の一二
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十一月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道野付郡別海町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　風害の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十一月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷字坊主畑ノ辻一一〇四の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長崎県庁及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十一月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県尾鷲市大字南浦字矢所古和谷三一九五の二・三一九五の四（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かんよう）
三　解除の理由　道路用地とするため